

## 1. 背景

知多北部広域連合では、年に1回、待機者調査を実施している。本調査は特養等施設サービス事業所への利用申請者のうち、入所を待機している方の情報を調査しているものである。

## 2. 現状の課題

現状待機者として挙げている下記の状況の者について、待機者として定義して良いか疑義がある。

### (1) 施設側からの情報

- ①今すぐに必要ではないが、いざという時のために複数の施設に申し込んでいる方がいる。
- ②本当に施設サービスが必要な方かどうか判断できない。

### (2) 知多北部広域連合が把握している状況

- ①待機者として報告されたが、既に転出・死亡した後である。
- ②可能な限り名寄せはしているが、施設からの情報が誤っていたり、氏名のみで、(管外在住含む)個人を特定できない場合があり、重複計上は否定できない。

## 3. 推進委員会の意見

第1回知多北部広域連合事業計画推進委員会において、委員より、実態に合った調査方法はないか、との意見があった。

## 4. 調査方法の変更

調査対象事業所を下記のとおり変更することにより、本件課題の解決を図ることとした。

### 調査対象事業所

変更前	変更後
特養等施設サービス事業所	居宅介護支援事業所

## 5. 変更の時期

令和7年3月実施の調査から

## 6. 変更のメリットとデメリット

### (1) メリット

調査対象を施設サービス事業所から居宅介護事業所に変更することにより、次の課題解消が期待できる。

	従前の課題	期待される効果
1	施設側としては、申込があれば緊急度合いに関わらず、待機者として登録する。	担当ケアマネであれば、対象者の状態像や施設入所に関する緊急度合いなど、詳細を把握している。
2	家族や本人が施設入所を希望していても、居宅サービスを継続した方が良いケースもあると思われるが、施設としては申込時点ではそこまでの把握は困難。	担当ケアマネであれば、その方にあった適切なサービス種別を専門的知見に基づき判断できる。
3	複数の施設を申し込んでいる被保険者がかなり多く、名寄せの作業に相当な時間がかかる。	居宅介護支援事業所に調査する為、対象者の重複は起こり得ない。
4	施設は常時待機情報を更新しない為、待機者を報告しても、結果転出や死亡しているなど、削除対象者がかなり多い。	居宅介護支援事業所に調査する為、対象者の情報はタイムリーに把握されており、転出者や死亡者の報告は起こり得ない。
5	他に当てがあるのに、特定の施設に固執している被保険者がいる場合、待機者として適切か疑義がある。	担当ケアマネが適切なサービス種別を把握しており、判断できる。
6	待機状態だが、施設に空きが出るまでショートステイでつないでいる被保険者がいる場合、待機者として適切か疑義がある。	担当ケアマネが適切なサービス種別を把握しており、判断できる。
7	待機状態だが、グループホームや小規模多機能型居宅介護等を利用しており、本人も家族も満足している場合、待機者として適切か疑義がある。	担当ケアマネが適切なサービス種別を把握しており、判断できる。
8	別のサービス種別の施設に同一人物が待機状態である場合、どちらのサービス種別の待機者か、判断する術がない。	担当ケアマネが適切なサービス種別を把握しており、判断できる。

## (2) デメリット

今回の変更によるデメリットとしては、ケアマネジャーの負担の増加が考えられるが、一方で、データ連携システム運用補助制度の創設や介護のしごと就職フェアの実施など、居宅介護支援事業所の負担軽減を図っていく予定である。正確な待機者状況の把握は、知多北部広域連合事業計画における施設整備見込への影響や、管内市町の政策への反映など、大きな影響がある重要な基礎データとなる為、年に1回の本調査について、居宅介護支援事業所連絡協議会と連携し、ご理解いただく予定である。現在のところ、居宅介護支援事業所連絡協議会長との意見交換では、特に反対意見は出ていない。待機者の定義づけの明確化や、様式の簡素化など、調査手法を工夫するなどを行い、可能な限りケアマネジャーの負担の低減を図る予定である。

## 7. 他市町の事例

参考となる事例は少ないが、近隣では刈谷市が施設から居宅介護支援事業所への調査に変更している。変更に至った経緯も、知多北部広域連合と同じであった。